

請 願 文 書 表

( 2 4 年 3 月 定 例 会 )

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
2	3月2日	亀岡市水道未普及地域 解消事業分担金条例に 関し相対的貧困世帯に 対する救済を求める請 願	畑野町有志の会 代表 小山 隆 ほか258人	田中 豊 馬場 隆 並河 愛子 苗村 活代 井上 耕作	<p>( 請 願 の 要 旨 )</p> <p>亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例(平成21年12月22日条例第40号)に対して、相対的貧困世帯(高齢者世帯、母子家庭、低年金世帯)等に対して、救済措置を付してください。</p> <p>( 請 願 の 理 由 )</p> <p>1 現在、亀岡市畑野町において亀岡市畑野町水道未普及地域解消事業が実施されています。かかる事業に伴う地元分担金として金120万円が、住民に課せられていますが、当地には、相対的貧困世帯が多く、中には120万円といった高額な分担金を払えない事由で転出する世帯も多いのが実情であります。現在使用の私設水道は、公営水道が実施されると閉栓されることが決められており、分担金120万円を納付して公営水道を使用するか、転居するかといった二択しか選択の余地が無いのが実情であります。</p> <p>2 亀岡市簡易水道建設事業分担金条例(昭和41年6月1日条例第16号)第7条「市長は、災害その他の理由により特に必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。」、この条例は、正しく特段の事情による弱者救済を目的に発布されたものであると解釈する次第であります。従って、現在施行されています亀岡市畑野町水道未普及地域解消事業に関する地元分担金徴収条例にも上記参考条例趣旨項目を附していただき、請願事項を実現することを切望いたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	産業建設 常任委員会